12‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた事件について、勾留状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの提供があつた事件について、鑑定留置状に記載され、若しくは記録された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載若しくは記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をすることができる。

13‖　第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、少年に弁護人があり、検察官の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に対し、裁判書の謄本又はファイルに記録された裁判書に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をするに当たり、当該裁判書に記載され、又は記録されているこれらの個人特定事項を少年に知らせてはならない旨の条件を付することができる。

14‖　第二百七十八条の二第二項の規定による第二百七十八条第一項の令状の抄本その他の当該令状に代わるものの提供があつた事件について、当該令状に記載され、又は記録された個人特定事項のうち当該令状の抄本その他の当該令状に代わるものに記載又は記録がないものが法第二百一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、少年に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるもの（以下この項において「裁判書抄本等」という。）の謄本又はファイルに記録された裁判書抄本等に係る電磁的記録を送達して裁判の告知をすることができる。

（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第七項から第十一項まで若しくは第十三項の規定により付した条件に弁護人が違反したとき又は同条第七項から第十項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

［2　略］

8‖　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた事件について、勾留状に記載された個人特定事項のうち勾留状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合又は法第二百二十四条第三項において読み替えて準用する法第二百七条の二第二項の規定による鑑定留置状に代わるものの交付があつた事件について、鑑定留置状に記載された個人特定事項のうち鑑定留置状に代わるものに記載がないものが法第二百一条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被疑者に弁護人があり、検察官の意見を聴き、前項の規定による措置によつては、法第二百一条の二第一項第一号ハ⑴若しくは第二号イに規定する名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されること又は同項第一号ハ⑵若しくは第二号ロに規定する行為を防止できないおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、裁判書の抄本であつてこれらの個人特定事項の記載がないものその他の裁判書の謄本に代わるものの謄本を送達して裁判の告知をすることができる。

［新設］

（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

［2　同上］